



2024年2月吉日  
三島信用金庫

## 「勧誘方針」の一部改正について

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。  
当金庫では、「勧誘方針」の一部を下記のとおり改正いたします。

### 記

【改正方針】

- ・ 勧誘方針

【改正日】

令和6年3月1日

【改正理由】

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の改正施行（法律名の変更のみ）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

ライフサポート部

T E L : 055-981-0232



## 勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を 遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

### 1. 金融商品に係る勧誘方針

- (1) 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- (2) 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- (3) 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- (4) 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- (5) 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。